

「暴力団等の排除に関する協定書」

平成25年2月27日調印

砂 川 市
砂 川 警 察 署

暴力団等の排除に関する協定書

砂川市長（以下「市長」という。）と砂川警察署長（以下「警察署長」という。）は、砂川市暴力団排除条例（平成24年条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、砂川市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）及び公の施設からの暴力団等の排除措置を講じるため、相互の連絡協議体制を確立し、運用が図られるよう取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、砂川市の公共事業等及び公の施設からの暴力団等の排除を徹底するに当たり、条例第6条から第7条までに定める措置を講じる際に、市長及び警察署長が緊密に連携するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。
 - ア 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者 個人若しくは法人の役員等が、暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者をいう。
 - イ 役員等 法人の場合は、役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者を、個人の場合は、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。
 - ウ その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
 - (ア) 個人又は役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している事業者
 - (イ) 個人又は役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している事業者
 - (ウ) 個人又は役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
 - (エ) 個人又は役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している事業者
- (4) 暴力団等 暴力団及び暴力団員並びに暴力団関係事業者をいう

(排除対象者)

第3条 排除対象者は、暴力団等とする。

(公共事業等からの排除に係わる情報提供)

- 第4条 市長は、暴力団等の排除措置を講じるために必要があると認めるときは、当該排除対象者に該当するか否かについて、警察署長に対し別記第1号様式により照会するものとする。
- 2 警察署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに別記第2号様式により回答するものとする。
 - 3 警察署長は、第1項の照会を受けた場合の他、暴力団の排除措置を講じる必要がある当該排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合は、市長に対して、速やかに別記第3号様式により通知するとともに排除要請を行うものとする。
 - 4 警察署長は、前項の規定により排除要請を行う場合には、市長に対して対処方法を教示し、排除措置の実施にあたる関係者の保護対策に配慮するものとする。
 - 5 市長は、排除措置を行った場合は、速やかに警察署長に対し連絡するものとする。
 - 6 警察署長は、排除要請を行った当該排除対象者が、その後事情変更により排除対象者に該当しなくなったと判断したときは、市長に対して別記第4号様式により排除の取消の通知を行うものとする。

(公の施設からの排除に係わる情報提供)

- 第5条 市長は、警察署長に対して、次の事項について別記第5号様式により照会するものとする。
- (1) 利用許可の申請者、利用許可を受けた者、利用許可に係る行事等に参加する者等が当該排除対象者に該当するか否か。
 - (2) 利用許可に係る行事等の主催者、協賛者が当該排除対象者に該当するか否か。
- 2 警察署長は、市長から前項の照会を受けたときは、市長に対し、速やかに別記第6号様式により回答するものとする。
- 3 警察署長は、第1項の照会を受けた場合の他、暴力団の排除措置を講じる必要がある当該排除対象者に該当すると認める事実を確認した場合は、市長に対して、速やかに別記第7号様式により通知するとともに排除要請を行うものとする。
- 4 警察署長は、排除要請を行った当該排除対象者が、その後事情変更により排除対象者に該当しなくなったと判断したときは、市長に対して別記第4号様式により排除の取消の通知を行うものとする。

(個人情報の管理)

- 第6条 市長及び警察署長は、この協定書の運用により取得した個人情報を適正に管理し、排除措置及び不当要求行為に対する措置の目的以外に使用してはならない。

(相互の連携)

- 第7条 市長及び警察署長は、暴力団等の排除の徹底を図るため、相互に情報交換を行う等、連携の強化に努めるものとする。
- 2 市長は、排除措置及び不当要求行為に対する措置を講じるに当たり、当該排除対象者からの妨害等が予想される場合は、警察署長に対し、別記第8号様式により支援を要請することができる。
 - 3 警察署長は、前項の規定による支援の要請があった場合その他必要が認められる場合は、市長に対し、必要な支援を行うものとする。

4 警察署長は、排除対象者から市長に対し、不服申立て、訴訟の提起等の紛議が生じた場合には、第4条第2項又は第3項の規定により、市長に回答した内容又は通知した情報その他の警察署長が市長に提供した情報の正当性を立証する等、必要な協力を行うものとする。

(急を要する場合の措置)

第8条 市長及び警察署長は、緊急時の措置として、照会若しくは回答又は排除の要請若しくは支援の要請を文書により行ういとまがないときは、口頭によりこれを行うことができるものとする。ただし、事後において、相互に関係する文書(各別記様式)を送付の上、その手続の経過を明確にするものとする。

(適用除外)

第9条 市長が行う公共事業等及び公の施設からの暴力団等の排除に関し、市長及び警察署長の間で、別に協定書等を締結している場合、又は法令等に暴力団等の排除措置に関する定めがある場合は、この協定書の規定は適用しない。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、市長及び警察署長が協議して決める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が各1通を保有するものとする。

平成25年2月27日

砂川市長

善岡 稔文



砂川警察署長

寺嶋 正晴

